

国立大学法人電気通信大学早期退職にかかる細則

平成25年12月25日

(目的)

第1条 この細則は、「国立大学法人電気通信大学職員退職手当規程」(以下「退職手当規程」という。)の規定に基づく定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例及び定年前に退職する意思を有する職員の募集等の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(募集実施要項の記載事項)

第2条 退職手当規程第12条の2第2項に規定するその他当該募集に関し必要な事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 募集の対象となるべき職員の範囲
 - 二 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
 - 三 応募又は応募の取下げに係る手続
 - 四 認定をし、又はしない場合の通知の予定時期
 - 五 第4条第3項に規定する時点で募集の期間は満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
 - 六 募集に関する問合せを受けるための連絡先
- 2 学長は、募集実施要項に前項第1号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、退職手当規程第12条の2第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。
- 3 学長は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

(退職すべき期日)

第3条 退職手当規程第12条の2第2項に規定する募集を行うに当たり、同項に規定する退職すべき期日は、9月又は3月のいずれかの月の末日として行うものとする。ただし、学長が特に必要と認める場合及び退職手当規程第12条の2第1項第2号の場合にあっては、これと異なる日とすることができる。

(募集の期間の延長等に係る手続)

- 第4条 学長は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 2 学長は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
 - 3 学長が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数(以下この項において「応募上限数」という。)に

達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

4 学長は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(退職すべき期日の変更に係る手続)

第5条 学長は、退職手当規程第12条の2第5項に規定する認定（以下この項において「認定」という。）を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この条において「認定応募者」という。）が同条第8項第3号に規定する退職すべき期日（以下この条において「退職すべき期日」という。）に退職することにより業務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、別に定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、職務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 学長は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

附 則

この細則は、平成26年1月1日から施行する。